

# 北海道働き方改革の促進のための取組方針

平成 27 年 2 月 5 日  
厚生労働省北海道労働局働き方改革推進本部

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題である。また、人口減少が進む中で、女性を始めとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要である。

こうした中、北海道においては、労働者一人平均の総実労働時間は平成 21 年以降、1,800 時間を切るまで減少してきているものの、いわゆる正社員等一般労働者の総実労働時間は依然として 2,000 時間台で推移しており、また、年次有給休暇の取得率をみても、44.4%と全国平均の 48.8%よりも低い水準にとどまっている。

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定した『日本再興戦略』改訂 2014 - 未来への挑戦 - においても、「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるなど、長時間労働の抑制等働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊かつ重要な課題である。

また、平成 26 年 11 月 28 日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」(平成 26 年法律第 136 号)の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした(中略)魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、これを具体化する上で、長時間労働の抑制等を始めとする働き方改革についても、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の支援による「ひとの創生」や、地域における雇用の質を重視した「しごとの創生」にも資するものとして取り組む必要がある。

そのような中、労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、働き方に時間的・地域的制約を伴う人々が職業キャリアを継続し能力発揮できる環境の整備などに向けて、企業において長時間労働を始めとする拘束度の高い働き方を見直すことが求められている現状において、働き方改革の実現に向けた取組を強化するため、平成 27 年 1 月 27 日に北海道労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置したところであり、道内における働き方改革を促進するための取組方針を、次のとおり定めることとする。

## 1 企業トップ及び関係団体への働きかけ

### (1) 地域における波及効果が高いと見込まれる企業への働きかけ

管内に本社機能を有する主要な企業に本部長等が訪問し、各企業の実情に応じた長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方の見直しに取り組むよう働きかける。

また、各企業における取組内容について厚生労働省の「働き方・休み方改善ポータルサイト」(以下「ポータルサイト」という。)や労働局等のホームページを活用して情報を発信するよう働きかける。

## (2) 道内の主要な関係団体への働きかけ

道内の主要な関係団体の幹部を本部長等が訪問し、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などの働き方・休み方の見直しに向けた、団体自らの取組、傘下企業等への周知広報、ポータルサイトの周知等に対する協力の要請を行う。

## 2 情報の発信及び収集

- (1) 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に積極的に取り組む等、働き方改革を実現しており、他の模範となるような道内の先進的な企業の取組事例を収集し、ポータルサイトや労働局等のホームページを介し情報発信する。
- (2) 地域全体の気運の醸成につなげるべく、関係団体等が発信するメッセージ等を本部において集約し、広報紙やホームページ等を通じて情報発信する。
- (3) 働き方改革を進めるための認識の共有を図るべく、道内の労働時間の状況、年次有給休暇の取得状況、有効求人倍率等の情報を収集し、全国平均と比較するなどの分析を行う。
- (4) 各種セミナー・会合等あらゆる機会を捉え、働き方改革の取組について周知するとともに、報道機関等を通じた広報に取り組む。

## 3 働き方の見直しに向けた道内全体における気運の醸成

- (1) 本部を構成する北海道労働局及び北海道の一層の連携はもとより、道内の市町村及び関係団体とも連携を図りながら、道内全体における気運の醸成を図る。
- (2) 上記1, 2の取組を通して道内全体における気運の醸成を図る。

## 4 その他

- (1) 働き方改革の促進のために、平成19年1月に策定した「北海道ブロック仕事と生活の調和推進プログラム」を活用する。
- (2) 働き方改革を促進するため、企業におけるいわゆる「取組責任者」の配置、地域全体における北海道らしい休暇の設定・活用を含めた提案、合意形成、発信等についても検討する。
- (3) 働き方改革の促進の一環として、これから社会に出て働くことになる若者等に対して、働く際の基本的なルールである労働関係法令の普及啓発に取り組む。